

令和7年度愛媛地方最低賃金審議会
第3回愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和7年10月20日（月）9:57～11:40

場所

松山若草合同庁舎共用会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

園田部会長、武井部会長代理、森本委員

労働者代表委員

熊野委員、上甲委員、竹箇平委員

使用者側委員

阿部委員、増田委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、高尾賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開会
- 2 金額審議
- 3 その他
- 4 閉会

議事

○賃金室長

皆様方には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、使用者代表の河端委員が御欠席ですが、8名の委員が出席されていますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、園田部会長、これから議事進行をよろしくお願ひいたします。

○園田部会長

ただ今から、第3回愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の会議は金額審議を行うため、非公開とします。
それでは、議事項番2「金額審議」に入ります。

(以降具体的な金額審議)

○労働者側（3回目）

人材不足を補うためにも他産業に劣らない金額設定が必要であるため、愛媛県はん用機械器具製造業における最低賃金協定組織の最低時間額から導き出せる引き上げ額をわずかにでも上回る金額が必要である。

以上の主張を踏まえ、現行の愛媛県電機特定最低賃金から72円引き上げた1,110円（引上げ率6.94%）を提示した。

○使用者側（3回目）

結審に向けた歩み寄りとして、地域別最低賃金Bランクの引き上げ目安額を参考にする。

以上の主張を踏まえ、現行の愛媛県電機特定最低賃金から63円引き上げた1,101円（引上げ率6.07%）を提示した。

○労働者側（4回目、最終提示）

結審に向けた歩み寄りとして、現行の愛媛県電機特定最低賃金から69円引き上げた1,107円（引上げ率6.65%）を提示した。

○使用者側（4回目、最終提示）

結審に向けた歩み寄りとして、現行の愛媛県電機特定最低賃金から69円引き上げた1,107円（引上げ率6.65%）を提示した。

(双方の提示金額が一致したので、全体会議を再開)

○園田部会長

お待たせしました。労使各側の御意見をお聞きしましたところ、双方の合意を得ました。

事務局は、合意内容を配布してください。

(合意内容を各委員に配布)

○園田部会長

合意内容は、

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

1 時間額 1,107 円 引上げ額 69 円 引上げ率 6.65%

2 最低賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

3 効力発生日 令和 7 年 12 月 25 日指定

以上です。

労使各側委員の御理解を得て、合意に至りました。

全会一致で結論が得られましたので、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項が適用され、この専門部会の議決をもって審議会の議決といたします。

それでは、答申文を作成する間、しばらくお待ちください。

(答申文作成)

(答申文を部会長が確認)

(答申文の写しを各委員に配布)

○園田部会長

それでは、再開いたします。

ただ今より、答申いたします。

(園田部会長から労働基準部長へ答申文を手交)

○労働基準部長

ありがとうございました。

○園田部会長

それでは、事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

(賃金指導官から答申文を朗読)

○園田部会長

ただ今の内容をもって、当専門部会の審議の結果を会長あてに報告することとします。

それでは、議事を進めます。議事項番 4 「その他」に入ります。

事務局から今後の予定をお願いします。

○賃金室長

第 5 回本審は、10 月 24 日（金）午前 10 時 00 分から、ここ松山若草合同庁舎 7 階の共用大会議室で開催する予定となっております。

事務局からは以上でございます。

○園田部会長

他になければ、以上で第3回専門部会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れ様でした。